

## 公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2024年9月18日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事

### 記

1. 公示件名：ベトナム国 2024 年度テーマ別評価ハノイ市都市開発マスタープランに基づく開発効果の発現状況に関する調査
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：  
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：  
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

# 企画競争説明書

業務名称：ベトナム国2024年度テーマ別評価ハノイ市都市開発マスタープランに基づく開発効果の発現状況に関する調査

調達管理番号：24a00624

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者で行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年9月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年9月18日  
独立行政法人国際協力機構  
国際協力調達部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ベトナム国2024年度テーマ別評価ハノイ市都市開発マスタープランに基づく開発効果の発現状況に関する調査
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

- (4) 契約履行期間（予定）：2024年11月 ～ 2026年1月

なお、上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

### (5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の32%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の8%を限度とする。

## (6) 部分払いの設定<sup>1</sup>

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2024年度(2025年2月頃)

## 2. 担当部署・日程等

### (1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

### (2) 事業実施担当部

評価部 事業評価第一課

### (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2024年9月24日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2024年9月25日 12時
3	質問への回答	2024年9月30日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2024年10月4日 12時
6	プレゼンテーション	行いません。
7	評価結果の通知日	2024年10月16日
8	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先 : <a href="https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM">https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM</a> ) ※2023年7月公示から変更となりました。

## 3. 競争参加資格

### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

<sup>1</sup> 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

(2024年4月)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

## (2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

## (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 4. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「2.（3）日程」参照）。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2.（3）に記載の配付資料

## 5. 企画競争説明書に対する質問

### (1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記 2.（3）参照
- 2) 提出先：<https://forms.office.com/r/sYziHCx6rP>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていただきます。

## (2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

### 1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記2. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名: 「提出用フォルダ作成依頼\_(調達管理番号)\_(法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

### 1) プロポーザル

「JICA 国際協力調達部より送付された格納先 URL」

### 2) 見積書 (本見積書及び別見積書)

- ① 宛先: e-koji@jica.go.jp
- ② 件名: (調達管理番号)\_(法人名)\_見積書  
〔例: 24a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕
- ③ 本文: 特段の指定なし
- ④ 添付ファイル: 「24a00123\_〇〇株式会社\_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA

国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。
- ⑦ 別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1)の経費と2)～3)の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

3) 別提案書（第3章4. (2)に示す上限額を超える提案）がある場合  
GIGAPOD内のフォルダに格納せず、パスワードを設定したPDFファイルとし、上記2. (3)の提出期限までに、別途メールで [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

#### (4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4. (2)に示す上限額を超える提案がある場合）

## 7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4. (2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

#### (1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・

斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

## 8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙1「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「ベトナム国 2024 年度テーマ別評価「ハノイ市都市開発マスタープランに基づく開発効果の発現状況に関する調査」に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 調査の背景・経緯

今日、世界の人口の約 57%（約 46 億人）に当たる人々が都市に居住しており、その数は増加を続けることが予想されており、2050 年には都市人口が 70%にも達すると予想されている（世界銀行）。持続可能な開発目標（SDGs）において独立した開発目標「目標 11：包摂的、安全、強靱で持続可能な都市等の構築」が掲げられており、かつてない速さで進む都市人口の拡大により、開発途上国では都市の生活・社会インフラの整備や公共サービスの改善、気候変動への対応等、持続可能な都市の実現が急務となっている。

JICA では、「課題別事業戦略（グローバルアジェンダ）：都市・地域開発」<sup>2</sup>のもと、都市のビジョンや政策、計画（マスタープラン）の策定による持続可能な都市を実現し、都市マネジメント能力向上を目指した「都市マネジメント・まちづくり」クラスター<sup>3</sup>の取り組みを推進している。これまで開発途上国の様々な都市の行政機関と協働し、都市開発・まちづくりの政策・計画の策定、その具体化のための行政機能の能力強化や開発管理制度の整備、スマートシティや公共交通志向型都市開発（TOD）等の開発手法の推進を支援してきた。具体的には、JICA が実施する案件のうち、開発計画調査型技術協カスキーム（以下、「開調技協」という。）を通じ

<sup>2</sup> 参考：[https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/urban/ku57pq00002cu424-att/urban\\_text.pdf](https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/urban/ku57pq00002cu424-att/urban_text.pdf)

<sup>3</sup> 参考：<https://www.jica.go.jp/activities/issues/urban/index.html#torikumi>

て、途上国の主要都市部の都市マスタープランの作成を支援するとともに、マスタープランで提案されたまちづくりの方針や施策の実施を担う人材の計画管理能力・実施能力の強化を支援している。都市マスタープランは対象都市の中長期的な都市ビジョンに基づいて都市の在り方や都市構造、都市開発の方針を示すものであり、都市に関する多様なセクターを横断する総合的な都市マスタープランを策定することが目指されている。また、マスタープランがあることで、行政側はアカウンタビリティの向上や注力する施策を明確化でき、開発投資側は都市開発プロジェクトの予見性が高まるため投資しやすくなり、市民側は都市環境の改善に向けた利害調整に応じやすくなることなどが期待されている。

一方で、都市マスタープランの作成と提案を主目的とする開調技協の事後評価は原則事業完了3年後に実施し、開調技協で提案されたマスタープランの活用状況をモニタリングすることに基本が置かれている。そのため、開調技協の成果であるマスタープランがその対象都市の経済社会開発に寄与したかどうかという中長期的に達成が期待されるマスタープランの開発効果について、事業完了3年後というタイミングでその達成度を分析し評価することは困難である。

また、マスタープランで提案された施策は対象国・自治体により実施されたり、JICA や他ドナー機関によって支援されたりしながら、マスタープランにおいて示された都市開発目標の達成を図る。そのため、マスタープランによる開発効果を測る際には JICA による支援の貢献度だけではなく、相手国政府や他ドナーによる支援も含めた対象都市全体の中長期的な開発効果の発現状況を把握することが重要である。

さらに、都市開発マスタープランを基にした開発効果は、行政機関や住民・コミュニティ、民間事業者、大学・研究機関など多様なステークホルダー間の連携や補完関係、都市交通や水、廃棄物管理、住環境、防災など分野横断・総合的な多セクターの取り組み、ドナーによる資金協力や技術協力、人材育成、日本の自治体との連携事業などの重層的な支援スキームといった要因が複雑に関連しあい生じる。そのため、マスタープランの開発効果発現に向けて JICA が貢献できるシナリオを描くことができれば、今後のマスタープラン作成支援や、都市・地域開発に関する JICA グローバルアジェンダやクラスター事業戦略による開発効果の把握にも貢献すると考えられる。

上記を踏まえ、本調査では、JICA が策定支援を行った都市開発マスタープランを対象に、同マスタープランに基づき実施された各種施策や取り組みの中長期的な開発効果をマスタープランで設定された目標に準じて確認し、開発効果発現の背景を整理する。対象として取り上げるマスタープランはベトナム・ハノイ市における都

市開発マスタープランとし、同マスタープランの目標年として設定された2020年における開発効果の発現状況を確認する。このマスタープランは開調技協「ハノイ市総合都市開発計画調査」（調査事業期間：2004年12月～2006年9月）を通じてJICAが作成を支援したものであり、マスタープランで設定された目標年が既に到来している。また、同マスタープランにおいて優先事業と位置付けられたいくつかの事業がJICAによる支援（資金協力や技術協力等）によって実施・完成した後、JICAの事後評価を実施して、個別事業の効果が把握できている案件もある。また、同マスタープランに基づきハノイ市や他ドナーによって実施された事業もあることから、コレクティブ・インパクトの観点からマスタープランの開発効果発現を検証することも可能である。

### 第3条 調査の目的と範囲

本調査の目的は、ベトナム「ハノイ市総合都市開発計画調査」で作成支援した都市開発マスタープラン（HAIDEP）の目標年である2020年における開発効果の発現状況を定量的に検証するとともに、マスタープラン作成を目的とする開調技協の中長期的に発現する成果の確認方法、都市開発分野等のクラスター事業戦略におけるモニタリング・効果指標の設定・測定方法を提案するものである。

### 第4条 調査実施の留意事項

- (1) 調査データの収集、入力、分析作業、また成果品の作成にあたっては、JICA評価部及び事業関係者（事務所スタッフ、専門家、コンサルタント等）との意見交換を密に実施する。
- (2) ローカルリソースの活用について、業務の履行体制として、主に以下の業務を担当する現地調査補助員<sup>4</sup>の活用等により効率的な実施を図る。
  - ・ 実施機関や関係者、インタビュー対象者等との連絡・調整
  - ・ 既存情報収集の支援
  - ・ サイト視察・調査に係る連絡調整及び補佐
  - ・ 関係者からの事前情報の回収や、インタビュー後のフォローアップ
- (3) 本調査では、HAIDEPの開発効果の発現に係る支援全体に関する Theory of Change (ToC) を作成するとともに、マスタープランにおいて提案された中長期的な開発効果の達成に至るまでのプロセスを整理する<sup>5</sup>。
- (4) 本調査では、(3)の結果を踏まえ、JICAが今後、都市マスタープランを作成・提案する技術協力や資金協力事業等を実施する際に、更なる開発効果の発現につなげるための分析を行う。

---

<sup>4</sup> 現地調査補助員（現地コンサルタント、大学関係者等）の備上方法や確保できる人材の目途、活用の範囲等については、プロポーザルにて提案すること。可能であれば、現地事情に精通し、かつ治安状況の把握も可能な人材を備上することが望ましい。

<sup>5</sup> 調査実施前の時点で想定されるToC案をプロポーザルにて提案すること。（ToCに関する参考資料：[https://www.jica.go.jp/Resource/activities/evaluation/tech\\_ga/after/ku57pq00001cdfnb-att/202110\\_01\\_ja.pdf](https://www.jica.go.jp/Resource/activities/evaluation/tech_ga/after/ku57pq00001cdfnb-att/202110_01_ja.pdf)）

- (5) 本調査の対象となる案件は、HAIDEPにおいて提案された優先事業のうち完成済の案件とする。HAIDEPに基づいて実施されたJICAの案件例はショートリストとして別紙2に掲載している<sup>6</sup>。本調査において開発効果の発現状況を定量的にとらえるJICA事業は、既に事業が完了しており、また事後評価が実施された事業を対象とすることを基本とする。但し、既存資料や実施機関等へのインタビューを通して定量的な開発効果の発現状況を確認することができる場合は、未完了事業や事後評価の実施前の事業であっても対象に含めて調査を行う。
- (6) 本調査において収集するデータや情報に個人情報が含まれる場合は、JICAの情報セキュリティに関する規程を順守して厳格に管理する。

## 第5条 調査の内容

上記「第2条 調査の背景・経緯」、「第3条 調査の目的と範囲」および「第4条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、以下に示す業務の内容について、効率的・効果的に業務を実施するために必要な調査方法・手順等を国内準備作業・現地調査および国内分析ごとに具体的にプロポーザルで提案すること。

業務の全体の流れとしては、JICAから提供する実績データや統計データに加え、相手国関係機関から入手した情報を用いて定量的な効果を分析する。また、机上調査を踏まえ深堀の必要性が生じた案件に関しては、質問票及びインタビューによる調査を実施して定性的効果を把握する<sup>7</sup>。

- (1) 国内分析1
  - 1) 業務計画書案を作成し、具体的な調査スケジュール、調査内容、手順等についてJICAとの協議を経て同計画書をJICAに提出する。
  - 2) 事業の分析は、HAIDEPで提案されたサブセクタープログラムのうち、優先事業がJICA支援（主に円借款）で実現した案件が多く含まれる「D. 都市交通」「E. 水環境（特に下水）」「F. 住宅・住環境」の3つの分野を中心に行う。
  - 3) また、上記2)の3セクターの上位に位置づけられる「A. 戦略的地域開発」「B. 戦略的都市開発」「C. 経済・社会開発」についても（別紙5参照）、既存資料の確認や関係者へのヒアリングを基に、サブセクタープログラムD～Jで提案された事業の実施によって望ましい都市に近づいたのかを確認する。
  - 4) 事後評価実施済のJICA事業の事後評価報告書（外部評価・内部評価）及び関連資料のレビュー・分析、ベトナム政府や他ドナーによって実施された事業に関する情報収集・分析を行う。分析の視点は、各事業で設定された事業目標や有効性・インパクト指標、マスタープランにて各サブセクタープログラム（別紙3参照）に設定された目標やアクション、モニタリング指標等を基

---

<sup>6</sup>本調査において分析の対象とする案件をプロポーザルにて提案すること。なお、別紙2の案件はHAIDEPに基づいて実施されたJICAの案件を例示したものである。

<sup>7</sup>質問票調査について、配布する際の連絡先はJICAから提供する。また対象機関・対象人数が多いため、質問票の回答を全対象者から取り付けることを必須とはせず、可能な限り回収することとする。

に行う<sup>8</sup>。但し、未完了事業や事後評価未実施事業については、整合性と有効性・インパクトの観点に焦点を当てて、簡易な評価・レビューを行う。その他ハノイ市内の他事業<sup>9</sup>については HAIDEP を補足する事業と位置付け、プロセス全体の把握に必要な程度の深度で分析を行う。

- 5) 既往事業のレビューに基づき、HAIDEP の開発効果発現プロセスの概要を理解し、国内関係者（対象の開調技協や関連事業に従事していた JICA 職員・コンサルタント・専門家等）へのヒアリングや下記（2）の現地調査、関係機関への質問票の配付・回収（一部は現地調査時での回収も可）において詳細な分析を行う。
  - 6) 暫定的なレビュー内容や効果発現のプロセスを図示した ToC 案、現地調査 1 以降の調査の方向性については、現地調査実施前に 5 枚程度の資料（様式不問、記載項目については JICA と調整すること）を評価部に提出し、コメントを得ること（項数については調整可）。また、現地調査の計画についても更新したものを提出すること。原則は書面によるやり取りとするが、必要に応じ評価部との打ち合わせも行う。
- （2）現地調査 1<sup>10</sup>（2 週間程度）
- 1) 机上レビューやインタビュー、質問票回収の結果、分析内容の補強や HAIDEP の効果発現の現状について情報更新や事業サイトの状況確認、実施機関・関係者・受益者等へのヒアリングを行うことを目的として、現地での情報収集を行う<sup>11</sup>。現地調査対象は、原則ハノイ市内を想定する。
  - 2) 国内分析 1 で作成した ToC について情報収集し、実施機関や関係機関、JICA 関係者との協議を踏まえて精緻化する。
  - 3) JICA ベトナム事務所に現地調査 1 の結果について報告し、協議する。
- （3）国内分析 2
- 1) 現地調査 1 の結果を踏まえて、マスタープラン作成を目的とする開調技協の中長期的に発現する成果の確認方法、都市開発分野等のクラスター事業戦略におけるモニタリング・効果指標の設定・測定方法の見直し、更なる開発効果発現につなげるための資金協力・技術協力に係る分析を行い、報告書案及び提言案として取りまとめる。
  - 2) また、HAIDEP の開発効果の発現状況や JICA の貢献について概要を整理した報告書の要約版（和文・英文・越文。図や写真を含む）を作成する。項数は 5 枚程度を想定する（項数の調整可）。同要約版は、HAIDEP の成果について日本国内及びベトナム国内において広く一般に周知・広報する際の資料として用いることを想定する。
  - 3) JICA（社会基盤部、東南アジア・大洋州部、ベトナム事務所、評価部等を想

---

<sup>8</sup> 別紙4に事例を記載。

<sup>9</sup> 例えば、有償「衛星情報の活用による災害・気候変動対策事業」、有償「ホアラック科学技術都市振興事業」、有償「ハノイ市インフラ整備事業/第1期」、技協「日越大学教育・研究・運営能力向上プロジェクト」など。

<sup>10</sup> ベトナムへの渡航は旧正月（テト）の期間（2025年1月下旬～2月上旬）を避けて計画すること。

<sup>11</sup> 現地調査時に踏査・訪問の対象とする事業や事業サイトの場所、訪問数、事業の受益者、ヒアリング内容や規模についてプロポーザルにて提案すること。特にサブセクターレベルの開発効果やマスタープランレベルの開発効果の発現状況を定性的に捉えるために、各サブセクターにつき10～20名程度の受益者にヒアリングすることを想定する。例えば、別紙4-③に記載のサブセクタープログラムD（都市交通）の戦略D2のモニタリング指標として掲載されている「道路利用者のマナー向上」や「人々の反応」を確認するために、国道3号線の利用者20名にインタビュー調査を実施する、など。

- 定) 及び事業関係者に対して報告会を実施し、意見交換を行う。
- (4) 現地調査 2 (1 週間程度)
- 1) 実施機関や関係機関に対し本調査の結果や要約版 (上記 (3) 2) で作成) について報告会を開催するとともに、その内容について協議する。
  - 2) JICA ベトナム事務所に、上記の協議結果について報告する。
- (5) 国内分析 3
- 1) 現地調査 2 の結果を踏まえて、実施機関や関係機関、ベトナム事務所からのコメントを報告書及び要約版に反映し、JICA と協議のうえ、報告書及び要約版 (最終版) を提出する。

## 第 6 条 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等、及びその提出部数や記載事項については以下のとおり。本契約における成果品は業務進捗報告書及び最終報告書とする。また、成果品以外に毎月末に月報を作成し、提出する。

- (1) 報告書等
- 1) 業務計画書  
提出時期：2024年12月中旬  
部数等：和文 (電子データ)  
記載事項：業務の実施方針、調査の実施体制、調査手法、調査計画 (工程表、要員配置、調査手順等)
- (2) 成果品
- 1) 中間成果品① (業務進捗報告書)  
提出時期：2025年1月31日  
部数等：和文 (電子データ)  
記載事項：部分払にかかる中間成果品としての報告書。提出時期までの業務の進捗状況を簡便に記載すること。
  - 2) 中間成果品② (最終報告書案)  
提出時期：2025年10月中旬  
部数等：和文・英文・越文 (電子データ)
  - 3) 最終成果品 (最終報告書及び要約版)  
提出時期：2026年1月中旬  
部数等：和文・英文・越文 (CD-R3部、電子データ)  
記載事項：最終報告書は調査プロセス及び調査結果を取りまとめたもの。要約版は広報資料として使用できるような図や写真を含めたものを想定。
- (3) 契約における最終成果品及び仕様
- 最終成果品として、報告書最終版 (和文) を作成し、電子データを保存した CDR のみを提出する (製本版の作成・提出は不要)。仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。また、報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性の確保にも留意する。

## 第7条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項  
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積りに含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積りとしてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	ローカルリソース（現地コンサルタント、大学関係者等）の活用方法	第4条（2）ローカルリソースの活用、脚注4
2	本調査開始前の時点で想定するToC案	第4条（3）ToCの作成、脚注5
3	調査対象とするマスタープランで提案された優先事業	第4条（5）HAIDEPに基づいて実施された案件、脚注6
4	定性調査の実施方法、想定される調査対象事業や受益者等	第5条（2）1）現地調査1、脚注11

セクター	案件名	事後評価結果実施状況（実施年度）
都市交通	ニャットン橋（日越友好橋）建設事業（I～III）	外部評価実施済（2019） 総合評価A
都市交通	ノイバイ国際空港—ニャットン橋間連絡道路建設事業（1～2）	
都市交通	国道3号線道路ネットワーク整備事業（II）	外部評価実施済（2020） 総合評価A
都市交通	ハノイ市環状3号線整備事業（マイジックータンロン南間）	未実施
水環境	第2期ハノイ水環境改善事業（I～II）	外部評価実施済（2019） 総合評価B
鉄道	ハノイ市都市鉄道建設事業（1号線）フェーズ1（ゴックホイ車両基地）	未実施
鉄道	ハノイ市都市鉄道建設事業（ナムタンロンーチャンフンダオ間（2号線））	未実施

## HAIDEPで提案されたサブセクタープログラム及びプロジェクト/アクション

分野	プロジェクト/アクション	
	コード	タイトル
A. 戦略的 地域開発サブ プログラム	PA1	国際競争力のある戦略的成長コリドールの開発
	PA2	越境交通コリドールの国境地域の開発促進
	PA3	投資促進のための連携プログラムの構築とワンストップセンターの設立
	PA4	地方政府の地域計画・管理行政能力の向上
	PA5	北部省地域開発協議会の設置
B. 戦略的 都市開発サブ プログラム	PB1	UMRT との一体的都市開発戦略・制度・メカニズムの構築と実践
	PB2	ドンインディストリクト 新都市拠点開発
	PB3	既成市街地の再開発戦略とメカニズムの構築
	PB4	他のアクションエリアの開発戦略とメカニズムの構築
C. 社会経済 開発サブプ ログラ	PC1	都市経済開発戦略の策定と投資環境の整備
	PC2	中小企業・インフォーマルセクター支援メカニズムの構築
	PC3	競争力のある都市型工業団地の開発
	PC4	高等教育機関のキャパシティ・都市産業との連携強化
	PC5	観光振興、インフラサービス強化
	PC6	都市貧困と農村問題への効果的な対応メカニズムの構築
D. 都市交通 サブプログ ラム	PD1	都市交通、マスタープラン作成、モニタリング、更新メカニズムの確立
	PD2	都市交通計画・管理能力向上プログラムの整備と実施
	PD3	交通管理・安全向上能力強化
	PD4	幹線道路欠落区間の早期完成
	PD5	都市開発との一体的道路整備
	PD6	歩道ネットワークと歩行空間の総合的整備
	PD7	バス交通サービスの拡大と改善
	PD8	パラトランジットに対する政策の具体化と支援策の整備
	PD9	UMRT ネットワークの戦略的整備
	PD10	総合的駐車政策の確立と施設整備
	PD11	都心部交通環境の総合的改善
	PD12	主要コリドールの交通・沿道環境の総合的改善
	PD13	ハノイ市の河川・水上交通の整備
	PD14	ハノイ首都圏の衛星都市との公共交通サービスの整備
	PD15	農村-都市間の交通サービスの整備
E. 水環境サ	PE1	表流水源開発と配水システムの整備

プログラム	PE2	多目的洪水調整池と排水システムの整備
	PE3	都心部の下水道システムの整備
	PE4	河川・湖沼の水循環システムの整備
F. 住宅・住環境サブプログラム	PF1	低所得者用住宅供給政策の確立と制度構築と実施
	PF2	コミュニティレベルの参加型住環境モニタリングシステムの構築と運用
	PF3	建築物及び維持管理の技術基準の改善と運用
	PF4	宅地・住宅供給促進メカニズムの構築と運用
	PF5	旧公共住宅団地の再開発促進メカニズムの構築と実施
G. 環境サブプログラム	PG1	GIS ベースの総合的環境情報システムの構築と運用
	PG2	ハノイ市近郊グリーンベルトの整備
	PG3	都市環境モニタリングシステムの整備と運用
	PG4	コミュニティ公園の整備
H. アーバンデザイン・景観サブプログラム	PH1	総合的景観ガイドラインの策定と運用
	PH2	ゲートウェイコリドー（空港道路）の景観改善モデルプロジェクトの実施と拡大
	PH3	地下空間開発モデルプロジェクトの実施と拡大
	PH4	ハノイ市の植樹改善・整備
I. 特別開発地区サブプログラム	PI1	旧市街の保全と開発
	PI2	フレンチクォーター開発ガイドラインの構築と運用
	PI3	タンロン・コオロア歴史、文化、環境コアゾーンの整備
	PI4	堤外地再開発戦略とメカニズムの構築と運用
	PI5	ハノイタワーの建設
	PI6	西湖環境ゾーンの持続可能な開発メカニズムの構築と運用
J. 計画実施・運営・管理サブプログラム	PJ1	都市計画情報システムの構築と公開
	PJ2	都市計画制度の改善と運用
	PJ3	都市開発事業制度の開発と運用
	PJ4	都市施設管理情報システムの構築と運用
	PJ5	都市計画人材育成プログラムの整備と実施
	PJ6	財源確保手法の拡大と強化

出典：ベトナム国ハノイ市総合都市開発計画調査最終報告書<sup>12</sup>、pp.143-144

<sup>12</sup> 参考：[https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618\\_123\\_11856085.html](https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618_123_11856085.html)

**HAIDEPで提案された目標例**  
**① サブセクタープログラムごとの主要目標**

サブセクタープログラム	主要目標
A. 戦略的地域開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高い経済成長率、バランスのとれた成長の促進</li> <li>● 貧困の削減、環境的持続可能性の促進</li> <li>● 地域ガバナンスの強化</li> </ul>
B. 戦略的都市開発 (都市成長管理)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ハノイ首都圏における都市間の統合・連携の促進</li> <li>● 都市化/都市域の拡大の、適切な誘導</li> <li>● 競争力のある、住みやすい都市の育成</li> </ul>
C. 経済・社会開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 知識産業を基盤とした持続的、高度経済成長の達成</li> <li>● 格差を是正し、貧困削減を含めた人々の生活の質の改善</li> <li>● 制度改革、情報公開、人材育成による投資環境の改善</li> </ul>
D. 都市交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共交通をベースとした都市開発と社会形成の促進</li> <li>● 全市民への平等で安全なモビリティとアクセシビリティの確保</li> <li>● ハノイ市と地域を結ぶ、効率的/効果的な交通の確保</li> </ul>
E. 水環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人々の安全・健康の保障</li> <li>● 水自然の持続可能な利用の促進</li> <li>● 水環境・衛生状況の改善による都市のイメージの改善</li> </ul>
F. 住宅・住環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 老朽化した住宅ストック改善を含む制度的・財政的支援を通じた、中低所得者用住宅の提供(特に、貧困層を対象とした)。</li> <li>● 円滑な宅地の供給メカニズムの確保</li> <li>● 総合的な地区評価に基づいた住環境の改善</li> </ul>
G. 環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ハノイ市及びハノイ首都圏における環境持続性、効果的な土地利用の担保</li> <li>● 環境汚染の低減と災害への対応能力の向上による人々の健康/安全の確保</li> <li>● 文化的、伝統的価値の保全と強化</li> </ul>
H. アーバンデザインと 景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民や国際社会にアピールするようなハノイ市のイメージとアイデンティティの強化</li> <li>● 伝統的な有形・無形文化的価値の保存と増進</li> <li>● アーバンデザインや景観に対する市民の意識強化</li> </ul>
I. 特別開発地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 歴史的地区の再生によるハノイ市の魅力とアイデンティティの強化、“水-緑-文化”のコンセプトの実現</li> <li>● 次世代へ向けた新たな都市経済・社会開発の機会の促進。</li> <li>● 都市ステークホルダーの参加による持続可能な開発メカニズムの構築</li> </ul>
J. 計画の実施・運営・ 管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● より効果的な都市計画・管理のための制度的なフレームワークの改善</li> <li>● 人材や関連する機関の計画や開発キャパシティの強化</li> <li>● 中央政府と地方政府レベルにおける関係機関の連携の強化</li> </ul>

出典：ベトナム国ハノイ市総合都市開発計画調査最終報告書、p.25

② ハノイ市策定の社会経済開発計画における開発目的と目標指標

セクター	目標指標		
経済面	<ul style="list-style-type: none"> <li>持続可能な開発と高い経済成長を確保する。</li> <li>地域・国際的な連携を強化しつつ、開発の効率性と競争力を高め、アジア地域や、国全体における首都の経済的位置を強化する。</li> <li>近代化・産業化により、経済構造を強化・改善する。</li> </ul>		
	<b>指標</b>	<b>2010</b>	<b>2020</b>
	・ GRDP 成長率 (%/年)	11.5	11.0
	・ 一人当たり GRDP (US\$)	2,400	6,000
	・ 経済セクター構造(1次/2次/3次) (%)	1.5/ 41.7/ 56.8	1.0/ 45.0/ 54.0
	・ FDI 成長率(%/year)	15	-
	・ 雇用セクター構造(1次/2次/3次) (%)	15/31/ 54	7/ 35/ 58
社会面	<ul style="list-style-type: none"> <li>より高水準な教育、職業訓練、科学、技術を整備し、知識ベース経済の基盤を確立する。</li> <li>より多くの就業機会創出し、都市・農村地域における社会不安や失業を削減する。</li> <li>貧困層への社会サービスを強化し、社会的公正を増進する。</li> </ul>		
	<b>指標</b>	<b>2010</b>	<b>2020</b>
	・ 高等教育就業率 (%)	> 90	100
	・ 訓練された雇用割合 (%)	60	70
	・ 失業率 (%)	< 5.5	< 5.0
	・ 各年新規雇用数 (000 jobs/year)	-100	90-95
	・ 貧困率 (%)	< 4	< 1
住環境面	<ul style="list-style-type: none"> <li>人々の住宅及び都市サービスを改善し、生活の質を高める。</li> <li>住環境を総合的に診断し、適切な改善策をとる。</li> </ul>		
	<b>指標</b>	<b>2010</b>	<b>2020</b>
	・ 平均居住面積 (m <sup>2</sup> /人)	10	15
	・ 水消費量 (liter/日)	140-160	170-180
	・ 平均緑地面積 (m <sup>2</sup> /人)	7	15 (urban area) 31 (total)
インフラサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市管理能力を高め、より効率的なインフラ整備を促進する。</li> <li>市街地の面的整備を促進し、総合的な環境改善や地区の競争力強化を図る。</li> <li>洪水等都市防災や衛生改善を総合的に進め、経済・社会・住環境面の改善を効果的に促進する。</li> </ul>		
	<b>指標</b>	<b>2010</b>	<b>2020</b>
	・ 都市部公共交通分担率 (%)	35	50
	・ 上水普及率 (%)	-	99
	・ 排水普及地域(二日間 310mm の降水に対応できる地域) (ha)	-	45,291
	・ 下水普及率 (%)	-	49
	・ 廃棄物回収サービス普及率 (%)	100 (UDA)	100 (市街化区域) 65 (市街化調整区域)
	・ 都市街路灯普及率(%)	100	-

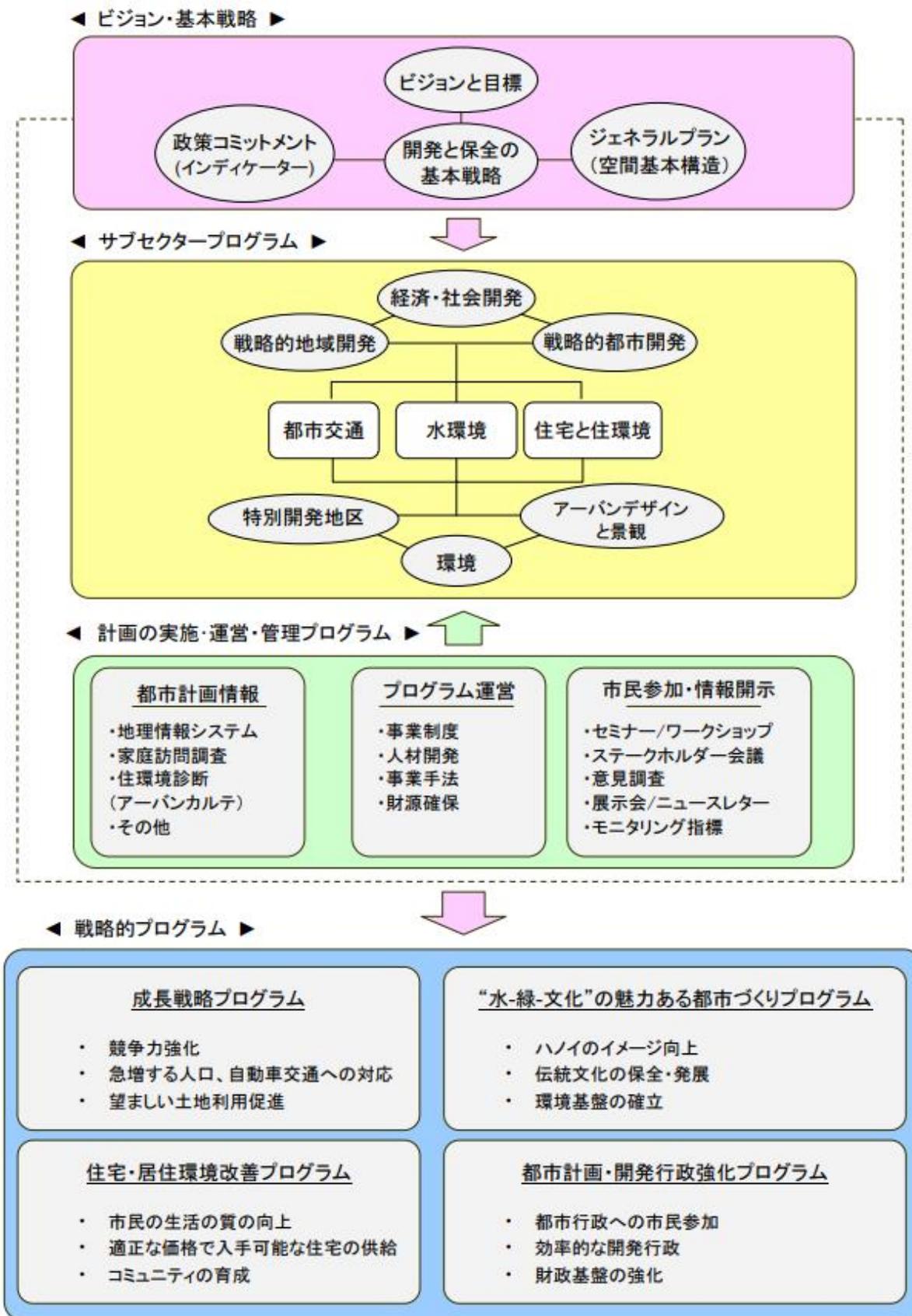
出典：ベトナム国ハノイ市総合都市開発計画調査最終報告書、p.24

③サブセクタープログラムD（都市交通）について提案された戦略・アクション・モニタリング指標

戦略	アクション	モニタリング指標
D1 総合都市交通政策の構築	D11 持続的な都市交通を実現するための、私的交通の管理を含めた効果的な手段分担政策を構築する。 D12 都市交通と地域交通ネットワークサービスの効果的な連携のための明確な戦略を構築する。 D13 交通政策・プロジェクトの優先付けのための合理的・透明性のあるフレームワークを構築する。 D14 関係するセクターや機関の間の効果的・実効的な連携メカニズムを構築する。 D15 民間セクターの参画の促進など、持続的な財源確保メカニズムを構築する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 政府による総合政策文書の発行</li> <li>● 関係省庁や局が共有する標準化されたプロジェクト管理情報システム</li> <li>● 各アクションのロードマップ及び進捗状況</li> </ul>
D2 都市交通課題に対する市民の意識や理解の向上	D21 人々の心や意識に訴えるような、交通教育、キャンペーンや情報公開を促進する。 D22 コミュニティや交通利用者を巻き込んだ、様々な社会実験を実施する。 D23 都市交通問題に関する調査・研究を強化する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路利用者のマナー向上</li> <li>● 人々の反応</li> <li>● 事業/アクションの進捗状況</li> </ul>
D3 大量公共交通機関主導型都市開発の促進	D31 大量公共交通機関を、都市成長戦略、土地利用、都市開発と十分に連携した上で開発する。 D32 交通マスタープランを、法定の都市・地域マスタープランと統合する。 D33 公共交通主導型開発(TOD)のための効果的な制度フレーム及び現実的な開発手法を構築する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 必要な制度整備状況</li> <li>● 交通計画と都市/地域計画連携の具体的な状況</li> <li>● 関係者間における戦略の共有・理解</li> </ul>
D4 魅力的な公共交通システムの拡大	D41 都市の公共交通のバックボーンとして、UMRT ネットワークを開発する。 D42 都市全体に公共交通サービスを提供するために、UMRT と連携したバスシステムやサービスを強化・拡大する。 D43 タクシー、セオム、シクロ、水運、スクールバス、カンパニーバス等を含んだ、補完的な公共交通サービスを構築する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共交通利用者数</li> <li>● バスサービスの普及エリア</li> <li>● 利用者の満足度</li> </ul>
D5 効果的な交通管理の強化	D51 交通の安全、快適性、効率性の改善を目的とした、交通流制御・管理を強化する。 D52 住民の意識向上(D2)と並行した、取締りの強化を行う。 D53 実効的な駐車場政策を構築する。 D54 段階的な TDM 政策を導入する。 D55 効果的な交通管理のための、IT の導入を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路使用者のマナーの向上</li> <li>● 交通事故数</li> <li>● 道路使用者の満足度</li> <li>● 関連収入</li> <li>● 道路渋滞</li> </ul>
D6 交通空間・環境の総合的な開発	D61 交通空間や環境の総合的な開発の共有コンセプトを構築する。 D62 交通コリドーの総合的な管理・改善を強化する。 D63 CBD における交通流や交通関連 이슈の総合的な管理を促進する。 D64 歩行者や自転車利用者への適切な交通環境を供給する。 D65 ディストリクト/コミュニティレベルでの適切な交通サービス・環境を都市・農村部で提供する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 舗装、ガードレール、街灯が整備された歩道延長・面積</li> <li>● 道路利用者やコミュニティの反応</li> </ul>
D7 交通セクターの行政・管理能力の強化	D71 データベース構築、計画ツールや人的資源など、計画・プロジェクト作成能力を強化する。 D72 インフラ開発のための円滑な用地獲得のための代替手法を構築する。 D73 民間セクターやコミュニティの参画を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● データベースや計画ツールの利用可能性</li> <li>● 適格な交通計画者・エンジニアの数</li> <li>● 土地取得・補償費用</li> <li>● 民間セクター参画の程度</li> </ul>

出典：ベトナム国ハノイ市総合都市開発計画調査最終報告書、p.70

HAIDEPマスタープラン（総合プログラム）の基本構成



出典：ベトナム国ハノイ市総合都市開発計画調査最終報告書、p.24

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

類似業務：評価分析

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

\* 1) 及び2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

##### 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（3号）】

① 対象国及び類似地域：ベトナム国及び全途上国

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

「第2章 特記仕様書案」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 8.28 人月

業務従事者構成の検討に当たっては、事業評価の専門性を持つ従事者を含めること。また、都市開発や都市計画、都市交通等の専門性があることが望ましい。

#### 2) 渡航回数を目途 全6回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### (3) 配付資料／公開資料等

#### 1) 配付資料

➤ なし

#### 2) 公開資料

➤ 事業事前評価表（全スキーム）

<https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php>（案件名で検索）

事前評価表が未公表の場合は、以下よりご確認ください。

➤ JICA 図書館にて公表されている報告書等

<https://libportal.jica.go.jp/library/public/Index.html>（案件名またはキーワードで検索）

### (4) 対象国の便宜供与

要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無

3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

#### （5）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

### 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月（2024年7月追記版））」（以下同じ）を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

#### （1）契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

#### （2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

### **【上限額】**

**34,784,000円（税抜）**

なお、定額計上分 0円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

#### （3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

#### （4）定額計上について

上述（２）のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

- ・ 定額計上とする経費はありません。

（５） 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（６） 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（７） 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（８） 外貨交換レートについて

１） JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL：[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)）

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(65)</b>	
(1) 業務実施の基本方針、実施方法等	35	
(2) 要員計画/作業計画等	30	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(25)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体 制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/評価分析1</u>	(25)	(10)
ア) 類似業務等の経験	12	5
イ) 業務主任者等としての経験	5	2
ウ) 語学力	5	2
エ) その他学位、資格等	3	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(10)
ア) 類似業務等の経験	-	5
イ) 業務主任者等としての経験		2
ウ) 語学力	-	2
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(5)

以上